

生活困窮者の「絆」再生事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県内に住所を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、その他長野県知事が適当と認める団体（以下「NPO等」という。）が、生活困窮者等に対して、自立支援の観点から安心して過ごせる居場所の確保を目的として行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

| 対象経費 | 補助率 |
|--|-----|
| 自立支援の観点から安心して過ごせる居場所の確保を目的とした交流会、生活物資支援等でNPO等が実施する事業に必要な経費 | 定額 |

(事業実施計画の提出等)

第3 補助金の交付を受けようとするNPO等は、規則第3条の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、事業実施計画を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の書類の提出があった場合、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付の内示を行うものとする。

(補助金交付の条件)

第4 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（20パーセント以内の変更を除く。）をしようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (2) 補助事業の一部若しくは全部を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
- (5) 前号の財産を処分したことにより収入があったときは、県に納入させることがあること。
- (6) 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

(交付申請書等)

第5 規則第3条による申請書は、生活困窮者の「絆」再生事業申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画
- (2) 補助金に係る歳入歳出予算書の抄本

3 前2項に規定する書類の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

4 第4の規定により承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 第4の(1)の場合
生活困窮者の「絆」再生事業実施計画変更承認申請書
- (2) 第4の(2)及び(3)の場合
生活困窮者の「絆」再生事業中止（廃止、完了期限延長）承認申請書

(事前着手届)

第6 規則第4条による交付決定前に交付対象事業に着手するときは、生活困窮者の「絆」再生事業補助金事前着手届を提出するものとする。

(変更交付申請手続)

第7 NPO等は、事情の変更により、申請の内容を変更するときは、生活困窮者の「絆」再生事業変更交付申請書を知事に提出しなければならない。ただし、補助対象経費、交付決定額の減額が、20パーセント以内である場合を除く。

(申請の取下げ)

第8 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から15日以内に行うものとする。

(実績報告書等)

第9 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、生活困窮者の「絆」再生事業実績報告書によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金交付の請求)

第10 NPO等が補助金の交付を請求しようとするときは、生活困窮者の「絆」再生事業補助金交付(概算払)請求書を知事に提出するものとする。

(補助金の概算払)

第11 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 NPO等が、補助金の概算払を請求しようとするときは、生活困窮者の「絆」再生事業補助金交付(概算払)請求書を知事に提出するものとする。

3 各会計年度において、概算払をできる回数は2回までとする。

4 1回あたりの概算払額の上限は、交付決定額の半額とする。

5 2回目の概算払を申請する際は、既に概算払を受けた金額を支出したことを証明できる資料(領収書等)を添付しなければならない。

(財産処分の制限等)

第12 規則第19条第1項に規定する承認申請書は、生活困窮者の「絆」再生事業財産処分承認申請書によるものとする。

2 規則第19条第1項第2号及び第3号に規定する機械、器具及び財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。)に定められているものとする。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満の機械、器具及び財産で、補助金の交付目的上特に必要ないと認められるものは除くものとする。

3 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(申請書等の様式)

第13 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

附 則

(適用期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。